

《令和 3 年度・令和 4 年度に初めて新規登録する車両》

(令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに初めて新規登録するもの)

下記条件にあてはまる車両について、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の軽自動車税を軽減します。

対象車	内容
・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス規制適合または平成 21 年排出ガス 10%達成車であること)	概ね 75% 軽減

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽減が適用された税額については下記の表のとおりとなっております。

軽自動車		グリーン化特例（軽課） 適用の車両
車種区分		(工) 概ね 75%軽減
三輪		1,000 円
四輪乗用	自家用	2,700 円